

ツキノワグマによる被害への対応について

1 ツキノワグマの出没と経過

- 8月上旬 高岡地内果樹園（梨）3件でクマによる食害
- 9月下旬～10月上旬 大石、石井谷、上地集落内及び神護、荒舟集落周辺
多数の柿の木にクマの痕跡と食害
- 10月12日 大石、石井谷、上地自治会長から有害捕獲の要請を受ける
- 10月14日 大茅、成器地区にツキノワグマ有害捕獲許可（11月13日まで1か月）
同日鳥獣被害対策実施隊による捕獲実施（オリ4基設置）
- 10月中旬～11月上旬 雨滝、山根、神垣、谷、糸谷、高岡、美歎、町屋、宮下、奥谷
多数の柿の木にクマの痕跡と食害、夜間・早朝目撃情報複数
- 10月27日 クマによる負傷事案発生（栃本地内：男性）
- 10月28日 国府町ツキノワグマ対策本部会議開催 関係者で対応協議
- 11月4日 有害捕獲区域をあおば地区を除く国府地域全域に拡大
- 11月14日 ツキノワグマ有害捕獲許可延長（12月13日まで1か月）
- 【参考】 11月18日現在のツキノワグマ有害捕獲数 5頭

2 国府町ツキノワグマ対策本部会議での決定事項と対応

①対策本部会議概要

- 出席者：鳥取県東部生活環境事務所、鳥取警察署、国府東小学校、国府中学校、
国府町猟友会、市農業振興課、総合支所

○決定・実施事項

- ▽学校・保育園への注意喚起
- ▽負傷事案発生現場付近に注意喚起看板の設置
- ▽捕獲オリ設置
- ▽音声告知放送により地域住民へ注意喚起
- ▽出没情報のある自治会へ誘引物（柿等）の除去と住民へ注意呼びかけ依頼
- ▽地区公民館、自主活動グループへの夜間行事、活動時の注意喚起

②現在までの対応状況

- ▽毎週末、音声告知放送により注意喚起
- ▽保育園、学校、地区公民館への注意喚起
- ▽出没情報のある自治会へ住民への注意喚起と柿の収穫など対応依頼
- ▽集落内出没箇所へ捕獲オリの設置